

医療保険で訪問看護をご利用の皆様へ

訪問看護医療DX情報活用加算に関して

2024年診療報酬改定により、当ステーションは、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

2025年3月1日より算定

訪問看護医療DX情報活用加算 50円／月

これに関係する施設基準は以下の通りです。

《施設基準》

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
- (4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行っています。取得した資格情報をもとに、医療情報を活用した訪問看護を提供します。

オンライン資格確認をはじめとする医療DX推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供いたします。

《個人情報の取り扱いについて》

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

《資格情報の提供について》

資格情報の提供はご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当ステーションでは、医療の透明化や利用者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、2024年8月ご利用分より、請求書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療の自己負担のない方についても2024年8月分より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書の発行を希望されない方は、当ステーションにてその旨をお申し出下さい。

2025年2月

ゆきよし訪問看護ステーション